

## 愛知県立大学生涯発達研究所公印取扱要領

(研究所長の印)

第1条 研究所長の印の名称、寸法、ひな型、用途、管守者については、別表のとおりとする。

2 研究所長の印の取扱いは、愛知県公立大学法人公印取扱要領に準ずるものとし、法人本部事務局長を愛知県立大学事務局長、総務課長を学務課長に読み替えるものとする。

別表第一

名 称	各辺の寸法 (ミリメートル)	ひな型	用途	管守者
生涯発達研究所 長印	20	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           生涯発達 研 究 所 所 長 印         </div>	一般文書用	学務課長

附 則

この内規は、平成20年10月1日から施行する。